

# 令和8年度千葉市電気自動車用充電設備導入事業 プロポーザル募集要項

## — 目 次 —

1	事業の概要 .....	2
2	参加資格要件.....	2
3	プロポーザル参加手続きに関する事項.....	3
4	事業者の選定.....	6
5	企画提案の無効に関する事項（不適合事項） .....	6
6	協定 .....	6
7	その他.....	7
8	その他事業遂行上の留意点.....	7

千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課

## 1 事業の概要

### (1) 案件名

令和8年度千葉市電気自動車用充電設備導入事業

### (2) 目的

千葉市（以下「本市」という。）では、2050年カーボンニュートラルの達成を目指して、令和5年3月に「千葉市地球温暖化対策実行計画」を策定し、本市が目指す姿として、モビリティのゼロエミッション化を掲げている。本事業は、モビリティのゼロエミッション化実現のため、公共施設へ電気自動車の充電設備を導入することにより、利用環境の整備を行うことを目的としている。

### (3) 事業内容

別紙「令和8年度千葉市電気自動車用充電設備導入事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) EV充電設備等の設置期日

令和9年3月31日まで

## 2 参加資格要件

次に掲げる要件全てに該当する法人とする。

(1) 令和3年度から令和7年度までに、本事業と類似の事業履行実績を有すること。

(2) 以下のアからセまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

ウ 企画提案書類の提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者

ク 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

ケ 役員等（法人の代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

コ 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

サ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

- シ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ス 役員等が、暴力団、暴力団員又は(サ)から(セ)に該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- セ 千葉県暴力団排除条例（平成24年第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

### 3 プロポーザル参加手続きに関する事項

#### (1) スケジュール

- ① 参加申込受付 令和8年2月26日（木）～3月6日（金）17時まで
- ② 質問受付（1回目） 令和8年2月26日（木）～3月2日（月）15時まで
- ③ 質問回答（1回目） 令和8年3月3日（火）
- ④ 資格審査結果通知 令和8年3月9日（月）
- ⑤ 企画提案書受付 令和8年3月9日（月）～3月23日（月）15時まで
- ⑥ 質問受付（2回目） 令和8年3月9日（月）～3月12日（木）15時まで
- ⑦ 質問回答（2回目） 令和8年3月16日（月）まで
- ⑧ 企画提案選考（書面） 令和8年3月23日（月）～3月30日（月）
- ⑨ 選定結果通知 令和8年3月31日（火）以降

※日程については、進捗状況等により変動する可能性がある。

#### (2) 参加申込

- ア 受付期限 令和8年3月6日（金）17時まで（必着）  
（受付時間：土曜、日曜を除く平日の9時から17時まで）
- イ 提出方法 千葉県役所本庁舎高層棟7階 脱炭素推進課まで持参又は郵送すること。  
※事故等による未着について、本市では責任を負わない。

#### ウ 提出先

〒260-8722

千葉県中央区千葉港1-1 千葉県役所本庁舎高層棟7階

千葉県環境局環境保全部脱炭素推進課

電話 043-245-5199

#### エ 参加申込に必要な書類

- (ア) 参加申込書（様式1）
- (イ) 誓約書（様式2）
- (ウ) 会社の概要が分かる資料（パンフレット可）
- (エ) 参加資格要件（類似業務の履行実績）に関する資料

#### オ 参加資格審査結果通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき、参加資格の審査を行い、令和8年3月9日（月）に、審査結果について、電子メール及び書面により通知する。併せて、参加資格のあるものに対し、候補施設の電気図面を収めたCD-Rを貸与する（企画提案書提出時に返却すること）。

### (3) 質問書の受付

本件募集では、説明会を実施しないため、本実施要項、仕様書及び図面等の内容について、不明な点が生じた場合には、下記により質問すること。

ア 受付期間 1回目 令和8年2月26日(木)～3月2日(月) 15時まで

2回目 令和8年3月9日(月)～3月12日(木) 15時まで

イ 質問方法 「質問書」(様式3)により、電子メール(datsutanso.ENP@city.chiba.lg.jp)で提出すること。

ウ 回答方法 1回目の質問は令和8年3月3日(火)までに、2回目の質問は令和8年3月16日(月)までに千葉市のホームページで公表する。

なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保つことができない場合には、回答しないことがある。

### (4) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和8年3月23日(月) 15時まで(必着)

(受付時間:土曜、日曜及び祝日を除く平日の9時から17時まで)

イ 提出物 企画提案書(様式任意) 7部(正本1部、副本6部)

仕様書を熟読の上、「ウ 企画提案書の記載内容」に基づき企画提案書を作成すること。

なお、副本6部については、企画提案書の内容から法人名が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

併せて、貸与した候補施設の図面を収めたCD-Rを返却すること。

ウ 企画提案書の記載内容

#### (ア) 事業内容

##### a 整備計画

・事業者は、施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないようEV充電設備等の規模を提案するものとしていることから、その整備方針、方法等を示すこと。なお、以下の内容を示すこと。

(a) 設置希望場所(位置図等)

(b) 駐車枠設置場所及び寸法

(c) 導入設備仕様(充電器規格、出力、口数等)

(d) 設備設置仕様(設置位置、設置工法、充電方法等)

・EV充電設備等の整備にあたっては、可能な範囲で市内事業者を活用すること。

##### b 運営体制

本事業の期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとしていることから、その期間における維持管理及び運営の方法を示すこと。また、トラブル等緊急時の対応についてもその方法を示すこと。

##### c 利用料金・利用方法

事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が決定するものとして

いることから、利用料金形態について示すこと。また、E V充電設備等の利用方法を示すこと。

d 電気料金

事業者は、E V充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとしていることから、電気料金の負担の方法等を示すこと。なお、本市がE V充電設備等の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を本市に対して精算する場合は、事業者が当該電気料金を負担したものとみなすこととする。

(イ) スケジュール

本事業の実施スケジュールを示すこと。なお、国の補助事業の条件に適応した内容とし、申請スケジュール等も併せて示すこと。ただし、企画提案書作成時点で国の補助事業が示されている部分までのスケジュールとする。

(ウ) 事業実施体制

組織的に対応できる体制を記載すること（本事業に関わる担当者氏名とその役割、手持業務委託・事業等の件数を記載すること。）。

(エ) 類似業務の履行実績

類似業務の履行実績の概要、業務に係る専門性を記載すること。

(オ) その他

その他当該事業目的に資する提案があれば提案すること。

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

※事故等による未着について、本市では責任を負わない。

オ 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎高層棟7階

千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課

電話 043-245-5199

カ 郵送する場合

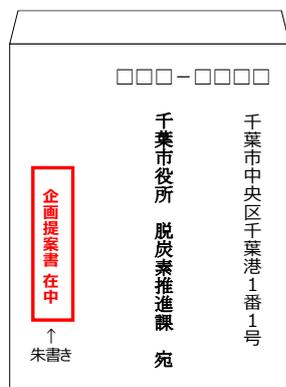
(ア) 提出書類は書留郵便により送付すること。書留郵便によらない場合は失格となる。

(イ) 提出書類の到着期限までに提出先に到着しない場合は失格となる。

(ウ) 郵送に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

(エ) 提出書類の入った封筒の表には、朱書きで「企画提案書在中」と記載すること。

記載例



キ 持参する場合

- (ア) 提出先に直接持参すること
- (イ) 提出期限後は受け付けない

#### 4 事業者の選定

##### (1) 選定趣旨

企画提案内容を総合的に勘案し、最も優れた者を選定し、事業実施予定者として決定する。

##### (2) 選定方法

選考は、事業者選考委員会が、下記(3)の審査基準に基づいて、企画提案書の書面審査を行い、以下のとおり選定する。

ア 企画提案書の記載内容より、別表の評価項目について採点し、得点が最も多かったものを事業実施予定者として選定する。審査員の持ち点を合算した点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は、不採用とする。

イ 最多得点が同点であった場合は、くじ引きで決定する。

ウ 審査結果は、別途文書で通知する。ただし、審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

##### (3) 審査基準

企画提案書の審査基準は別表のとおりとする。

##### (4) 結果通知

選考の結果は、応募者全員に対して電子メール及び書面により個別に通知する。

#### 5 企画提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 事業者が「2 参加資格要件」を満たさない場合
- (2) 事業者が3(2)の参加申込を行わずに企画提案書を提出した場合
- (3) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載や、重要な誤脱があった場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、事業を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) その他、参加者が事業を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合

#### 6 協定

- (1) 上記4により選定された者を、事業実施予定者とし、事業実施予定者は希望場所における詳細調査や事業計画等を行うとともに、公共施設管理者等と事業実施に向けた協議を実施すること。協議の結果、事業が実施可能との合意が得られた場合に協定を締結するものとする。

また、協議の結果、事業が実施不可との判断となった場合は、当該提案事業は終了するものとする。

ただし、事業実施予定者が辞退した場合や協定締結できない場合は、次点の者と交渉することがある。

- (2) 協定締結に当たっては、提出された企画提案内容をもとに千葉市と協議を行うこと。
- (3) 協定締結に当たっては、協定書を2通作成し、各1通を保有する。

## 7 その他

- (1) 事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 企画提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案書等を提出した者が1者であっても、原則として審査を行う。
- (5) 提出書類及び選考結果は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (6) 提出された企画提案の内容は、本事業の仕様書の一部とみなす。なお、企画提案の内容の変更については、受注者と市とで協議の上、市が対応を決定することとする。

## 8 その他事業遂行上の留意点

- (1) 事業の全部又は主たる部分の再委託は、原則として認めない。
- (2) その他、事業遂行上発生した問題等については、受注者と市とで協議の上、市が対応を決定することとする。

別表 企画提案書及びプレゼンテーションの審査基準

審査項目	審査基準	配点	大変よい	よい	普通	やや劣る	劣る		
事業内容の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の目的・内容は十分に理解されているか。また、提案内容に具体性・妥当性はあるか。</li> </ul>	10点	10点	8点	6点	4点	2点		
整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案された充電設備の規模は適切か。</li> <li>・建物や既存系統、配管等に損傷を与えないかつ、充電設備と車が接触しにくい設計であると見込まれるか。</li> <li>・設置工事時の安全対策は適切か。</li> </ul>	15点	15点	12点	9点	6点	3点		
運営体制①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理及び運営の方法は具体的かつ適切で、市に負担がない方法であるか。</li> <li>・充電設備の予約状況や過去の利用履歴等、施設側で確認及び管理できる仕様となっているか。</li> <li>・運営時の安全対策は適切か。</li> </ul>	15点	15点	12点	9点	6点	3点		
運営体制②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラブルが発生した場合の体制が整えられており、災害や事故発生時の対応が、市へ負担がかからない方法であるか。</li> </ul>	15点	15点	12点	9点	6点	3点		
利用料金 利用方法 電気料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の利用料金設定、電気料金の還元額及び方法は適切であるか。</li> <li>・利用方法は市民が利用しやすい仕様となっており、クレジットカードやアプリ等での支払いが可能となっているか。</li> </ul>	10点	10点	8点	6点	4点	2点		
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的かつ計画的で確実に遂行できるスケジュールとなっているか。</li> </ul>	10点	10点	8点	6点	4点	2点		
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に関する組織的な指導・監督体制が整備されているか。</li> </ul>	10点	10点	8点	6点	4点	2点		
類似業務の履行実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に類する事業実績や経験を有している人材を確保・配置し、本事業の適切な実施が期待できるか。</li> </ul>	10点	10点	8点	6点	4点	2点		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2施設への提案がされているか。</li> </ul>	5点	提案されている				5点	提案されていない	0点
合計		100点							